

令和4年9月～

安全パトロール点検表				
工 事 名	高港改第3号 高松港 港湾改良工事(屋島地区)(護岸工)			
工 事 場 所	屋島西町			
工 期	令和5年6月20日～令和5年12月8日			
施 工 業 者 名	㈱誠良興業	請負金額	36,704千円	進捗率 30%
現 場 代 理 人	出淵 健二	作業内容	杓子型枠ばらし・残土運搬	
点 検 項 目	点 検 細 目		現 場 満 点	評 点
安 全 管 理 体 制	☑現場代理人の常駐及び表示 (10点) (公共工事標準請負契約約款・10条2項 10条3項に除外事項あり)		10	10
	☑施工計画書の常備 (5点)		5	5
	☑施工体系の表示(2か所) (建設業法 24条の7) (5点) (施工体系台帳の常備)(建設業法 24条の8)		5	5
	☑安全管理組織表の表示 (5点)		5	5
	☑緊急連絡網の表示 (5点) (土木工事安全施工技術指針 1-4-5-(3))		5	5
	☑保護具の着用(アゴひも確認・安全带) (5点) (労働安全衛生規則 539条、518条及び519条第2項)		5	5
		35/35		
安 全 施 設 及 び 標 識 ・ 標 示	☑工事中標示板の適切な内容及び設置 (5点) (香川県土木工事標準仕様書 1-1-29-3)		5	5
	☑第三者に対する交通安全対策 (10点) ・安全標識の適切な設置 (公衆災害防止対策基準 第3章 第17)		10	10
	☑就業者の為の安全標識及び墜落 (10点) ・落下防護柵・昇降施設の設置 (労働安全衛生規則 540条、518条、519条、526条)		10	10
		25/25		
整 理 ・ 整 頓 消 火 器 ・ 救 急 品	☐現場事務所内・倉庫内の整理整頓 (5点) 及び衛生設備の設置(香川県土木工事標準仕様書 1-1-29-6)		5	5
	☐事務所の消火器の備付(労働安全衛生規則 289条) (3点) 火元責任者の選任と表示(消費期限の確認) (消防法施工令第4条第2項)		3	3
	☐救急用品の備付(事務所衛生基準規則 第5章23条) (2点)		2	2
	☐安全旗の掲揚 ↑安衛則633.635 (2点)		2	2
	☐仮設電気設備と正副・施錠の確認の状況 (5点)		5	5
	☐現場の整理整頓(資材の管理状況) (5点) (香川県土木工事標準仕様書 1-1-29-4)		5	5
		22/22		

点 検 項 目	点 検 細 目	現 場 満 点	評 点	
免 許 ・ 資 格 関 係 の 携 帯 及 び 表 示	各種免許・技能講習・特別教育 (各3点) ☑車両系建設機械(労働安全衛生法 61条、59条3項) ☐玉掛(労働安全衛生法61条1項 労働安全衛生法施工令 20条16項)(クレーン等安全規則 221条) ☐移動式クレーン(クレーン等安全規則 67条、68条) ☐その他	3	3	
	各種作業主任者 (各3点) ☐土止め支保工(労働安全衛生規則 374条) ☐地山掘削(労働安全衛生規則 359条) ☐型枠支保工(労働安全衛生規則 246条) ☐足場組立工(労働安全衛生規則 565条、36条、39条) ☐その他			
	☐建設工事に必要な届出 (2点) (例: 道路占用 道路法 32条・道路使用 道路交通法 77条 工事計画書 労働安全衛生法 88条)			
	☑建設業の許可票(建設業法 40条) (5点) 労災保険成立票(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施工規則 77条) (注) 協力業者も含む 下請けの表示はならない 4/5	5	4	
	各 種 建 設 機 械 及 び 施 工 方 法 状 況	☑各種機械の点検整備 (各3点) (労働安全衛生法 45条)(労働安全衛生法施工令 15条)	6	6
		☑適切な機械選定(香川県土木工事標準仕様書 1-4-32-4) (5点)	5	5
		☐適切な玉掛用具(クレーン等安全規則 215条～218条) (5点)		
		☐掘削・切土等の適否(労働安全衛生規則 356条、534条) (10点)		
		☐作業に対しての誘導者・合図者・監視人等 (各3点) ・誘導者(労働安全衛生規則 151条の6、7、8等) ・合図者(労働安全衛生規則 151条、159条、171条の2第2項 189条、194条の12、517条16の2項等) ・監視人(労働安全衛生規則 349条4項、536条) (酸素欠乏症等防止基準 13条、25条の2項)		
	☑第三者に対しての交通整理員及び誘導員の配置 (各3点) (公衆災害防止対策基準 第3章第14)	14/14		
小 計		101	100	
点 検 項 目 による 採 点	評点÷現場満点×95% (満点95点) (A)	94		
そ の 他 総 括 的 評 価	理由 (±5点) (B) ○発電機のアースを設置してほしい。 ○ハザートマップを設置。 ○AEDの設置の看板はあるが設置されていない。	-3		
安全パトロール点検結果の詳細は、上記のとおりで総合評価 91 点でした。 総評 ○新規入場時に退避訓練を実施して、避難場所の確認をして下さい。				
点 検 年 月 日	令和5年9月15日	点 検 者	安全委員会	